

# 岩泉地区活性化計画

岩手県岩泉町

平成22年6月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	岩泉町活性化計画	都道府県名	岩手県	市町村名	岩泉町	地区名( 1 )	岩泉地区	計画期間( 2 )	H22 ~ H26
-------	----------	-------	-----	------	-----	----------	------	-----------	-----------

## 目 標 : ( 3 )

まちづくりの基本目標である「大きな樹が育ち明日が見える岩泉」を実現するため、「定住化促進戦略」「交流体験促進戦略」「子育て、後継者育成戦略」「保健・医療・福祉充実戦略」「環境共生社会構築戦略」の5つの戦略的かつ重要な取り組みを進める。

特に、定住化促進戦略においては、多様な雇用の場と魅力ある住環境づくりを進め、平成26年度人口10,500人、平成31年度人口10,000人を目指す。

【参考】過去5年間の人口推移(住民基本台帳4月1日) H17年12,569人 H18年12,302人 H19年12,019人 H20年11,748人 H21年11,489人 H22年11,318人

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

岩泉町は、北上高地のほぼ中心に位置し、西は盛岡市に接し、東は北部陸中海岸の太平洋に臨んでいる。面積は992.92km<sup>2</sup>(東西51km、南北41km)と広大な町となっている。起伏に富んだ山々が連なり、山林面積が91.3%(2005年世界農林業センサス)を占め、山あいを川が流れ、この流域に沿って集落や耕作地が点在している。

日本三大鍾乳洞の一つ龍泉洞をはじめ、氷渡洞、安家洞などの鍾乳洞群があり、陸中海岸国立公園の小本・茂師海岸、県立自然公園の早坂高原など、優れた自然景観が数多くある。

### 現状と課題

平成17年の国勢調査による人口は、11,914人、世帯数は4,693世帯で、昭和30年代をピークに人口、世帯数ともに減少している。また、平成21年4月1日現在の住民基本台帳による65歳以上の人口比率は36.7%と、高齢化が進んでいる。

少子高齢化の進行により、人口が減少し続け、町の総人口の見通しは、5年後の平成26年で10,200人、10年後の平成31年では9,200人ついに1万人を切る見通しとなっている。人口減少は、地域社会活力の低下をはじめ、集落崩壊など、さまざまな問題が懸念され、喫緊の課題となっている。

### 今後の展開方向等( 4 )

定住化促進戦略として、次の取り組みを行い、地域産業を支援し、地域経済を活性化させる。

就業機会が拡大している自動車関連産業や刃物産業などのものづくり産業拠点づくりに取り組む。

企業誘致・町内起業支援、第三セクターの経営健全化支援などにより、多様な雇用の場の確保に努める。

生産量日本一の畑わさびを加工まで手掛ける施設の整備、岩泉短角牛を生産から加工・販売まで地域内で行う食肉加工処理施設の整備を支援し、6次産業化の取組を強化、新たな就業の場の創出とともに、生産農家の所得向上に努める。

地域資源を活用した産業を振興していくため、乳製品の加工販売を支援し、また、日本一のしいたけ産地づくりを目指すほか、サケなど沿岸業生産物を活用した資源管理型漁業を促進する。

若者が快適に定住できる住宅整備を進める。

## 【記入要領】

- 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業( 1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)( 2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別( 3)	備考
岩泉町	岩泉	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	(株)岩泉産業開発	有	イ	
岩泉町	岩泉	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	(株)岩泉産業開発	有	イ	
岩泉町	岩泉	森林・林業・木材産業づくり交付金事業	(株)岩泉きのご産業	無	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務( 4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
岩泉町	岩泉	子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金	いわいずみグリーンツーリズム受入地域協議会(仮称)	無	

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)( 5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項( 6)

--

#### 【記入要領】

- 1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域( 1)

岩泉地区(岩手県岩泉町)	区域面積 ( 2)	99,292ha
区域設定の考え方 ( 3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積99,292haのうち、経営耕地面積が1,061ha(2005年農林業センサス)、森林面積が91,533ha(H19-H29岩泉町森林整備計画書)、合計92,594haが全体面積の93.3%を占めている。第一次産業15歳以上就業者数は、1,324人(H17国勢調査)となっており、総人口11,914人(H17国勢調査)に占める割合は11.1%(岩手県全体7.0%)、また、産業別15歳以上就業者数の総数(5,399人)に占める割合は24.5%(岩手県全体13.7%)となっており、農林漁業が重要な区域となっている。		
法第3条第2号関係: 当該区域の農業経営状況(2005年農林業センサス)について、1ha未満の小規模な経営体が全体の69.6%(514/738)、0.5ha未満となれば31.2%(230/738)となり、零細規模の経営体が多い。また、年齢別農業経営者数においては、60歳以上が62.2%(457/734)を占め、農業経営者の平均年齢は62.5歳と高齢化になっている。したがって、今後の農地の活用を維持しながら、農村の活力を醸成していくためには、グリーンツーリズムや農家民泊などを推進し、交流事業に取り組んでいく必要がある。		
法第3条第3号関係: 都市計画区域は、町内に2か所あるが、市街化区域の指定はなく、市街地を形成している区域はない。		

#### 【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号二)

--

##### 【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。  
市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針( 1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法( 2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準( 3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準( 4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法( 5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件( 6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項( 7)		

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」、「使用貸借」、「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等( 1)

平成26年度人口10,500人を目標とする。

5年後(平成26年度)を最終目標のほか、3年後(平成24年度)の経過目標を設定する。

現在(平成22年度) 11,318人

3年後(平成24年度) 10,909人

5年後(平成26年度) 10,500人

住民基本台帳の4月1日の数値をもって、評価検証する。

### 【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。